

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年9月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第2号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特異性手当) 第27条 特異性手当は、著しく危険、不快又は不健康な職務その他著しく特殊な職務に従事する職員に対し支給する。	(特異性手当) 第27条 特異性手当は、著しく危険、不快又は不健康な職務その他著しく特殊な職務に従事する職員 <u>(別に定めるものに限る。第3項及び第4項において同じ。)</u> に対し支給する。
2 <u>特異性手当の支給額は、別表第4支給対象となる職務欄に掲げる職務に対応する同表支給額欄に掲げる額とする。</u>	2 <u>特異性手当の支給の対象となる職務は、次の各号に掲げる職務とし、その支給額は、当該各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(1) 別表第4支給対象となる職務の欄に掲げる職務 当該職務の区分に応じ、同表支給額の欄に掲げる額</u>
<u>(新設)</u>	<u>(2) 災害対応作業業務 日額1,080円</u>
3 <u>特異性手当は、別表第4支給対象となる職務欄に掲げる職務を割り振られた職員が、正規の勤務日に当該職務に従事したとき、同表支給額欄に掲げる額を支給する。ただし、正規の勤務日において勤務しない時間があるときの支給については、次の各号に定める方法による。</u>	3 <u>前項第1号に掲げる職務に係る特異性手当(以下「第1号特異性手当」という。)は、職員が1日につき3時間30分以上勤務したときに支給する。</u>

<u>(1) 正規の勤務日において勤務しなかったことにより、勤務が0.5日に満たないときは、支給しない。</u> <u>(2) 前号以外の場合において、勤務しないことにつき第34条第2項の承認（代日休暇以外の特別休暇に対する承認及び同条第2項第6号の規定による承認を除く。）があった場合を除き、その勤務しない1時間につき当該日額を7.75で除して得た額を当該日額から減額する。</u> <u>(新設)</u>	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u>
<u>4 前3項に定めるもののほか、特異性手当の支給に関し必要な事項は別に定める。</u> (給与日額) 第39条 給与日額（1日当たりの標準給与額をいう。）は、給料月額とこれに対する地域手当月額の合計月額を第40条の2に規定する1月平均の正規の勤務時間数で除して7.75を乗じて得た額及び特異性手当の日額の合計額とする。 2 (略)	<u>4 前項の規定にかかわらず、第1号特異性手当の支給を受けるべき職員が、第2項第1号に掲げる職務への従事を開始した日の翌日以降、引き続き勤務している場合における特異性手当の支給に必要な勤務時間数については、別に定める。</u> <u>5 前各項に定めるもののほか、特異性手当の支給に関し必要な事項は別に定める。</u> (給与日額) 第39条 給与日額（1日当たりの標準給与額をいう。）は、給料月額とこれに対する地域手当月額の合計月額を第40条の2に規定する1月平均の正規の勤務時間数で除して7.75を乗じて得た額とする。 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行に関し必要な経過措置は、京都市公営企業管理者上下水道局長が定める。

(上下水道局総務部職員課)